

## 火葬料のあり方について

### 1. 現状

近年、高齢化社会の到来により火葬件数は増加の傾向を辿っており、今後もさらに増加することが推計されています。

当市の火葬場につきましては、平成6年に供用開始されて以降、20年余り経過し、施設及び設備の老朽化に伴う修繕が多発する状況となっており、突発的な不具合については、市民サービスが低下することがないように、その都度対応してきているところであります。

また、火葬場の躯体は鉄筋コンクリート造りと耐用年数が長く、長寿命化及びランニングコストの低減等、財政負担の軽減に努めた運営を行い、今後、増加すると推計される火葬件数に対応した安定的な運営を行っていくことが必要となっています。

そのため、施設・設備の状況について、専門的見地から判断し、年次計画を定めて修繕を行う必要があり、その財源となる火葬料につきましては、受益者負担の原則に基づき、設定する必要が生じてきているところであります。

### 2. 火葬料のあり方の検討理由

火葬場につきましては、市民が使用する重要な施設であり、施設の運営については、長期的視点から、安定的かつ継続した運営が不可欠であり、適切な施設の補修及び設備の更新等の維持管理を行う必要があります。

また、他のまちの市民も利用できる施設であることから、火葬料金については、恵庭市民の利用を基本とし、かつ近隣市とのバランスを考慮し、設定する必要が生じるため火葬料のあり方について検討するものであります。

## 1. 火葬料算定

## (1) 火葬料

(単位：円)

		件当たり経費	消費税	小計	合計 (A)
運営費	人件費⑥	7,643	611	8,254	40,872
	燃料費⑧	3,210	256	3,466	
	その他運営費⑩	6,846	547	7,393	
計画修繕費	火葬棟①	10,140	811	10,951	
	火葬炉③	10,008	800	10,808	

## (2) 待合室使用料

(単位：円)

		件当たり経費	消費税	小計	合計 (B)
運営費	人件費⑦	7,457	596	8,053	26,904
	その他運営費⑫	6,678	534	7,212	
計画修繕費	火葬棟②	10,777	862	11,639	

## (3) 負担割合

負担割合	市民以外	市民以外火葬料は、対象経費全額の負担を求める
	市民	市民火葬料は、今後の維持管理に係る対象経費の負担を近隣市とのバランスを考慮し求める

## 2. 火葬料 (案)

区分		消費税8%	消費税10%
■12歳以上火葬料 合計(A) + 合計(B) = 67,776 ≒	市民以外	67,000円/体	69,000円/体
	市民	15,000円/体	15,000円/体
■12歳未満火葬料 合計(A) + 合計(B) = 67,776 ≒ 67,000 × 75% =	市民以外	50,000円/体	51,000円/体
	市民	10,000円/体	10,000円/体
■死胎児火葬料 合計(A) + 合計(B) = 67,776 ≒ 67,000 × 50% =	市民以外	33,000円/体	34,000円/体
	市民	7,000円/体	7,000円/体
■身体の一部 (※市民・市民以外同額) 死胎の50%/8kg = 2,062 ≒	市民以外	2,000円/kg	2,000円/kg
	市民	2,000円/kg	2,000円/kg

## 3. 動物焼却料算定

(単位：円)

		件当たり経費	消費税	小計	合計 (C)
運営費	人件費⑥	7,643	611	8,254	30,817
	燃料費⑩	3,201	256	3,457	
	その他運営費⑪	6,846	547	7,393	
計画修繕費	火葬棟①	10,140	811	10,951	
	火葬炉⑤	706	56	762	

## 4. 動物焼却料 (案)

区分	消費税8%	消費税10%
■1kg未満小動物 1回当たり4体焼却可、合計 (C) =30,817/4=7,704≒	3,000円/体	3,000円/体
■1kg以上5kg未満小動物 1回当たり4体焼却可、合計 (C) =30,817/4=7,704≒	6,000円/体	6,000円/体
■5kg以上15kg未満小動物 1回当たり2体焼却可、合計 (C) =30,817/2=15,408≒	10,000円/体	10,000円/体
■15kg以上小動物 1回当たり1.2体焼却可、合計 (C) =30,817/1.2=25,680≒	15,000円/体	15,000円/体

※集骨有りの場合は、2,000円増

## 5. 胞衣炉火葬料算定

(単位：円)

		件当たり経費	消費税	小計	合計 (D)
運営費	人件費⑥	7,643	611	8,254	30,168
	燃料費⑨	3,306	264	3,570	
	その他運営費⑪	6,846	547	7,393	
計画修繕費	火葬棟①	10,140	811	10,951	
	火葬炉④	0	0	0	

## 6. 胞衣産わい物等焼却料 (案)

区分	消費税8%	消費税10%
■胞衣産わい物等 1回当たり30kg火葬可、合計 (D) =30,168/30kg=1,005≒	600円/kg	600円/kg

## 1. 火葬場計画修繕費算定表

## ◇建物改修費

	建設費		面積割合 (%)	使用予定 年数	年次割額 (円)	利用件数 (件/年)	1 運転あたり改修費 (円/件)
	改修費 (千円)	国庫補助 (千円)					
火葬棟	471,046		0.64		16,823,071	1,659	10,140 <sup>①</sup>
待合棟	264,963		0.36	28	9,462,964	878	10,777 <sup>②</sup>
全 体	736,009		1.00		26,286,035		

※火葬棟の利用件数については、(人+胞衣+動物) 炉の稼働件数

※待合棟の利用件数については、人の火葬件数

## ◇炉改修費

	建設費		建設時割合 (%)	使用予定 年数	年次割額 (円)	利用件数 (件/年)	1 運転あたり改修費 (円/件)
	改修費 (千円)	国庫補助 (千円)					
火葬炉	246,058		0.81		8,787,785	878	10,008 <sup>③</sup>
胞衣焼却炉			0.07	28	0	14	0 <sup>④</sup>
動物焼却炉	15,158		12		541,357	766	706 <sup>⑤</sup>
全 体	261,216		1.00		9,329,142	1,658	

※利用件数については、実際に炉を稼働した件数

## 2. 運営費算定表

## ◇燃料使用量実績

	総経費	按分率	再按分	按分額	炉運転回数	1 運転あたり経費 (円/件)
人件費	13,257,000	0.64		8,484,480	1,110	7,643 <sup>⑥</sup>
		0.36		4,772,520	640	7,457 <sup>⑦</sup>
燃料費	6,139,600	0.58	57.7%	2,054,679	640	3,210 <sup>⑧</sup>
			1.3%	46,293	14	3,306 <sup>⑨</sup>
			41.0%	1,459,997	456	3,201 <sup>⑩</sup>

※火葬棟の利用件数については、(人+胞衣+動物) 炉の稼働件数

※待合棟の利用件数については、人の火葬件数

## ◇その他運営費実績

	総経費	按分率	再按分	按分額	炉運転回数	1 運転あたり経費 (円/件)
その他運営費	11,873,548	0.64		7,599,070	1,110	6,846 <sup>⑪</sup>
		0.36		4,274,478	640	6,678 <sup>⑫</sup>

## 火葬場 各炉 運転回数の実績と推計

## 1. 炉運転回数(5ヵ年実績)

年度	火葬炉	胞衣炉	動物炉	計
H21	551	23	389	963
H22	553	19	380	952
H23	598	16	411	1,025
H24	643	15	409	1,067
H25	629	15	440	1,084
H26	652	13	473	1,138

## 2. 炉運転回数(H25・H26平均)

年度	火葬炉	胞衣炉	動物炉	計
H25・H26合計	1,281	28	913	2,222
H25・H26平均	640	14	456	1,110
按分率	57.7%	1.3%	41.0%	100%

## 3. 火葬炉運転回数推計

年度	火葬炉	胞衣炉	動物炉	計
H28	688	14	501	1,203
H29	708	14	516	1,238
H30	728	14	531	1,273
H31	746	14	547	1,307
H32	764	14	563	1,341
H33	764	14	580	1,358
H34	764	14	597	1,375
H35	764	14	615	1,393
H36	764	14	633	1,411
H37	837	14	652	1,503
H38	837	14	672	1,523
H39	837	14	692	1,543
H40	837	14	713	1,564
H41	837	14	734	1,585
H42	946	14	756	1,716
H43	946	14	779	1,739
H44	946	14	802	1,762
H45	946	14	826	1,786
H46	946	14	851	1,811
H47	1004	14	877	1,895
H48	1004	14	903	1,921
H49	1004	14	930	1,948
H50	1004	14	958	1,976
H51	1004	14	987	2,005
H52	990	14	1,017	2,021
H53	990	14	1,048	2,052
H54	990	14	1,079	2,083
H55	990	14	1,111	2,115
合計	24,585	392	21,470	46,447
平均(回転/年)	878	14	766	1,658

## ○道内各市の火葬料一覧

## ○道内各市の火葬料市民以外一覧

	市名	市民以外			死胎
		大人	小人	幼児等	
1	留萌市	79,000			16,000
2	深川市	53,000	26,500		22,500
3	札幌市	49,000	40,000		23,000
4	芦別市	45,000	36,000		18,000
5	砂川市	41,000			
6	歌志内市	41,000			
7	岩見沢市	40,000			1,600
8	稚内市	40,000	32,000		28,000
9	赤平市	40,000	32,000		16,000
10	滝川市	40,000	32,000		16,000
11	釧路市	36,000	19,000		8,000
12	石狩市	35,000	25,000		8,000
13	帯広市	32,500	27,950	20,850	20,850
14	美唄市	30,000	21,000		10,400
15	三笠市	30,000	24,400	19,200	19,200
16	千歳市	30,000	24,000	12,000	12,000
17	登別市	30,000	22,000		15,000
18	函館市	28,000	17,000		8,000
19	小樽市	28,000	20,200		9,100
20	北広島市	28,000	20,000		13,500
21	苫小牧市	26,000	18,000		8,000
22	旭川市	24,000	16,000		8,000
23	伊達市	24,000	18,000		12,000
24	北見市	22,800	13,600		4,400
25	江別市	20,000	16,000		10,000
26	士別市	19,500	12,000	7,500	7,500
27	恵庭市	18,000	13,500		9,000
28	網走市	15,300	9,900		3,600
29	北斗市	15,000	8,000		5,000
30	室蘭市	14,400	10,800		7,200
31	紋別市	14,300	9,800		3,800
32	根室市	12,000	7,500		2,250
33	富良野市	12,000	6,500	3,000	3,000
34	名寄市	11,000	7,500	6,000	4,000
35	夕張市	5,400	4,500	3,600	3,600

※大人、小人、幼児の区分については、各市により異なる。  
 ※身体の一部及び胞衣産わい物については、各市により取扱い異なるため火葬料の対象としていない区分のみとまとめる。

## ○道内各市の火葬料市民一覧

	市名	市民				死胎
		大人	小人	幼児等		
1	砂川市	20,500				
2	歌志内市	20,500				
3	赤平市	20,000	16,000			8,000
4	滝川市	20,000	16,000			8,000
5	釧路市	18,000	9,500			4,000
6	留萌市	18,000				8,000
7	深川市	15,500	7,500			6,500
8	岩見沢市	15,000				1,500
9	美唄市	15,000	10,500			5,200
10	芦別市	15,000	12,000			6,300
11	三笠市	15,000	12,200	9,600		9,600
12	千歳市	15,000	12,000	6,000		6,000
13	登別市	15,000	11,000			7,500
14	函館市	14,000	8,500			4,000
15	苫小牧市	13,000	9,000			4,000
16	士別市	13,000	8,000	5,000		5,000
17	旭川市	12,000	8,000			4,000
18	富良野市	12,000	6,500	3,000		3,000
19	網走市	10,200	6,600			2,400
20	稚内市	10,000	8,000			7,000
21	北斗市	10,000	5,000			3,000
22	紋別市	9,500	6,500			2,500
23	伊達市	8,000	6,000			4,000
24	北広島市	8,000	6,000			4,000
25	名寄市	7,500	5,000	4,000		2,500
26	根室市	7,500	4,500			1,500
27	室蘭市	7,200	5,400			3,600
28	北見市	5,700	3,400			1,100
29	夕張市	5,400	4,500	3,600		3,600
30	石狩市	5,000	3,300			2,400
31	札幌市	0	0	0		0
32	小樽市	0	0			0
33	帯広市	0	0	0		0
34	江別市	0	0	0		0
35	恵庭市	0	0	0		0

○道内各市の待合室料市民以外一覽

	市名	市民以外		冷蔵畫安室
		待合室	畫安室	
1	小樽市	27,000	1,000	2,000
2	札幌市	23,000	100	
3	北見市	13,200	2,300	
4	江別市	10,000		
5	登別市	8,000		
6	恵庭市	6,000		
7	旭川市	5,000	2,000	
8	石狩市	2,060		
9	室蘭市	1,000	600	
10	夕張市	750		
	砂川市	0		
	歌志内市	0		
	赤平市	0		
	滝川市	0		
	釧路市	0	6,000	
	留萌市	0	0	
	深川市			
	岩見沢市	0		
	美唄市	0		
	芦別市	0		
	三笠市			
	千歳市	0	3,000	15,000
	函館市	0	0	
	苫小牧市	0		
	士別市	0		
	富良野市	0		
	網走市			
	稚内市			
	北斗市			
	紋別市	0		
	伊達市	0		
	北広島市	0		
	名寄市	0		
	根室市	0		
	帯広市			

○道内各市の待合室料市民一覽

	市名	市民		冷蔵畫安室
		待合室	畫安室	
1	札幌市	23,000	100	
2	小樽市	13,500	1,000	2,000
3	北見市	3,300	590	
4	江別市	10,000		
5	恵庭市	6,000		
6	旭川市	5,000	2,000	
7	登別市	4,000		
8	石狩市	2,060		
9	室蘭市	1,000	600	
10	夕張市	750		
	砂川市	0		
	歌志内市	0		
	赤平市	0		
	滝川市	0		
	釧路市	0	3,000	
	留萌市	0		
	深川市	0		
	岩見沢市	0		
	美唄市	0		
	芦別市	0		
	三笠市			
	千歳市	0	1,500	7,500
	函館市	0	0	
	苫小牧市	0		
	士別市	0		
	富良野市	0		
	網走市			
	稚内市			
	北斗市			
	紋別市	0		
	伊達市	0		
	北広島市	0		
	名寄市	0		
	根室市	0		
	帯広市			

※畫安室の利用時間については、各市により異なる（日・時間単位等）

## 恵庭市近郊の民間ペット霊園

&lt;民間&gt;

○ベルコット霊園(苫小牧市)

区分	個別(税抜)	合同(税抜)
特犬	50kg～	35,000
	～50kg	32,000
	～40kg	29,000
大型犬	～30kg	26,000
	～25kg	24,000
	～20kg	21,000
中型犬	～15kg	19,000
	～10kg	17,000
	～5kg	15,000
猫・うさぎ 小動物	20,000	12,000
	16,000	9,000

北海道動物霊園(札幌市)

区分	個別(税抜)	合同(税抜)
超特大犬	30～39kg	36,720
	21～29kg	32,400
大型犬	16～20kg	28,080
	7～15kg	24,840
中型犬	4～6kg	21,600
	1～3kg	19,440
猫・うさぎ 小動物	19,440	10,800
	16,200	7,560
モルモット等(1kg弱)	16,200	5,400
	12,960	4,320
小鳥・ハムスター等	10,800	3,240

※40kg以下は要相談

※体重は目安(体格で判断)

滝野メモリアパーク(札幌市)

区分	個別(税抜)
超特大犬	27,000
特大犬	23,000
大型犬	18,500
中型犬	15,000
小型犬	10,000
猫・うさぎ 小動物	8,000
	5,000

&lt;道内各市&gt;

市名	対象	～1kg	～5kg	～10kg	～15kg	～20kg	20kg	備考
岩見沢市	市民			10,000				一般廃棄物としての処理は可能と判断しているが実例は少ない。集骨は希望があれば対応する
	市民以外			利用不可				
	市民			4,100				
江別市	市民以外			利用不可				一般廃棄物としての処分可。集骨の場合は有料
	市民	1,000		4,650		5,700		
	市民以外	1,500		7,800		9,000		
根室市	市民			10,500				一般廃棄物としての処分可。集骨の場合は有料
	市民以外			10,500				
	市民	7,500					15,000	
千歳市	市民							一般廃棄物としての処分可。
	市民以外							
	市民	4,824		6,029		8,440		
砂川市 (広域)	契約市民	6,485		7,690		10,101		砂川市・上砂川町・歌志内市 一般廃棄物としての処分可。集骨は希望あれば対応する
	市民以外			利用不可				
	市民			7,000			10,000	
南空知	町民							一般廃棄物としての処分可であるが、伝染病等の事由から受入れしていない
	町民以外	5,000						
	集骨有	5,000					12,000	
恵庭市	集骨無	3,000						
	市民以外							
	市民						10,000	